

令和8年度（2026年度）事業計画

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

1 自動車事故に関する無料法律相談の実施

(1) 面接相談

公益財団法人日弁連交通事故相談センター（以下「当センター」という。）は、無料の面接相談を、本部及び全国54支部・154相談所において実施する。

また、面接相談利用者の利便性向上のため、令和4年度より開始したインターネットによる面接相談予約システムの運用を充実強化する。

(2) 電話相談

電話相談の利用を促進するため、令和4年度より導入したフリーダイヤル（0120-おなやみじこ078325）の電話相談を、本部及び全国29相談所（霞が関、札幌、仙台、山形、福島、栃木、埼玉、新潟、金沢、福井、沼津、三重、滋賀、京都、大阪、神戸、奈良、和歌山、広島、岡山、山口、福岡、北九州、佐賀、大分、熊本、鹿児島、宮崎、高松）において実施する。

なお、(1)及び(2)の各相談事業は被害者保護増進等事業費補助金（以下「国庫補助金」という。）の補助対象事業である。

2 自動車事故に関する示談あっ旋等の実施

(1) 国庫補助金による示談あっ旋

無料の示談あっ旋を、本部及び全国42支部（東京、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡、沼津、浜松、山梨県、長野県、新潟県、大阪、京都、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、愛知県、三重県、岐阜県、福井県、富山県、広島県、岡山県、山口県、島根県、福岡県、北九州、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県、宮城県、山形県、岩手、札幌、高知県、香川県、愛媛県）において実施する。本事業は、国庫補助対象事業である。

(2) 物損事故についての示談あっ旋

日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）と一般社団法人日本損害保険協会との対物賠償保険の事故処理に関する協定に基づき、損害賠償義務者が同協会加盟保険会社のS A P保険に加入し、物損示談あっ旋代行つきの保険に加入している事案について、前記2(1)の本部及び全国42支部の相談所において、180回程度示談あっ旋を実施する。

なお、この事業は同協会から事業経費の補助金を受けて行う。

(3) 共済関係の示談あっ旋及び審査

共済事業の運用に関して日弁連と協定を締結している以下の関係共済について、損害賠償義務者が各共済の所定の共済に加入している場合、その被共済者又は被害者からの申出に基づき、当センターにおいて示談あっ旋を行う。

また、前記の示談あっ旋が不調に終わった場合でも、その被共済者又は被害者が

希望するときは審査を行う。

なお、これらの事業は、前記2(1)の本部及び全国42支部の相談所において、各共済から事業経費の補助金を受けて行う。

① 全国労働者共済生活協同組合連合会に関する示談あっ旋及び審査の実施

日本弁護士連合会と全国労働者共済生活協同組合連合会との協定に基づき、示談あっ旋については全体で150回程度、審査については全体で10回程度を行う。

② 教職員共済生活協同組合に関する示談あっ旋及び審査の実施

日弁連と教職員共済生活協同組合との協定に基づき、示談あっ旋については全体で30回程度、審査については全体で5回程度行う。

③ 全国共済農業協同組合連合会に関する示談あっ旋及び審査の実施

日弁連と全国共済農業協同組合連合会との協定に基づき、示談あっ旋については全体で250回程度、審査については全体で24回程度行う。

④ 一般財団法人全国自治協会・全国町村職員生活協同組合に関する示談あっ旋及び審査の実施

日弁連と一般財団法人全国自治協会・全国町村職員生活協同組合との協定に基づき、示談あっ旋については全体で30回程度、審査については全体で2回程度行う。

⑤ 生活協同組合全国都市職員災害共済会に関する示談あっ旋及び審査の実施

日弁連と生活協同組合全国都市職員災害共済会との協定に基づき、示談あっ旋については全体で5回程度、審査については全体で2回程度行う。

⑥ 公益社団法人全国市有物件災害共済会に関する示談あっ旋及び審査の実施

日弁連と全国市有物件災害共済会の協定に基づき、示談あっ旋については全体で5回程度、審査については全体で2回程度行う。

⑦ 全国トラック交通共済協同組合連合会に関する示談あっ旋及び審査の実施

日弁連と全国トラック交通共済協同組合連合会との協定に基づき、示談あっ旋については全体で50回程度、審査については全体で5回程度行う。

⑧ 全国自動車共済協同組合連合会・全日本火災共済協同組合連合会に関する示談あっ旋及び審査の実施

日弁連と全国自動車共済協同組合連合会・全国中小企業共済協同組合連合会（現全日本火災共済共同組合連合会）との協定に基づき、示談あっ旋については全体で30回程度、審査については全体で5回程度行う。

3 自動車事故に関する「夜間電話相談」の実施

令和6年度から月曜日から金曜日までの毎日（土日祝日は除く）、午後4時30分から午後7時までフリーダイヤルによる夜間の電話相談を実施しているが、当年度も継続実施をし、本部並びに新潟、名古屋、大阪、広島、和歌山及び福岡の6支部の相談所で「夜間電話相談」を実施する。あわせて、夜間電話相談の時間帯の毎木曜日の夜に、令和7年度から開始したZoomを使った「オンライン交通事故相談」を継続して実施する。

なお、本事業は、国庫補助金の補助対象事業である。

4 高次脳機能障害相談の実施

自賠責保険において、自動車事故を原因とする脳外傷による高次脳機能障害が残存した場合の後遺障害等級を的確に認定するため、自賠責保険高次脳機能障害審査会の設置を受けて、高次脳機能障害やその自賠責保険に対する請求手続等に関する相談に対応すべく高次脳機能障害相談を行うこととなった。

当年度は、弁護士による法律相談のアクセスを拡充するため、これまで8カ所であった相談所を大幅に拡大し、全国の53カ所で面接相談を実施する。また、面接相談の利用が難しい被害者のために、令和5年度から開始した電話による相談を継続し、利便性の向上を図る。

なお、本事業は国庫補助金の補助対象事業である。

5 各種研修

当センターが行う事業の質の維持・向上のため、事業に関わる弁護士を対象として各種の研修を行う。令和元年度から、当面の間、日本弁護士連合会で行う基礎的な研修に、当センターから講師を派遣することになった。

以下の研修は専門的あるいは実践的な研修を行うこととしている。

(1) 相談員等研修会

各支部の相談担当弁護士を対象とした「相談員等研修会」について、毎年、実施希望支部の中から本部が選定して実施している。当年度も、現地及びWEB会議を利用して全国の相談担当弁護士を対象に全国10カ所程度の支部を選定して、交通事故に特化した専門研修の位置づけで実施する。本研修会は国庫補助金の補助対象事業である。示談あっ旋に関するオンライン研修会を実施する。

(2) 高次脳機能障害相談研修会

高次脳機能障害相談の担当弁護士が、相談に必要とされる医療及び自賠責保険の知識を習得し実務や裁判実務に精通するため、毎年、経験豊富な弁護士や医師等の外部の講師を招いて「高次脳機能障害相談研修会」を実施している。当年度は、高次脳機能障害相談を実施する相談所の拡大により、大幅な参加者の増加が見込まれるため、対面式のほか、一部WEB会議を併用した方法により東京で実施する。

なお、本研修会は国庫補助金の補助対象事業である。

(3) その他の研修会

- ①本部研修会（相談担当弁護士及び事務局職員対象）
- ②公益財団法人交通事故紛争処理センターとの事例研究会
- ③本部嘱託・委員会委員合同研究会

6 調査・研究

当年度も、次のテーマに関する調査・研究を行う。

(1) 自動車事故による損害賠償額算定の適正・合理化に関する事項

(2) 自動車事故損害賠償訴訟の迅速化・合理化に関する事項

(3) 自賠責保険及び任意保険制度に関する事項等

前記の調査・研究の成果をまとめて発行している「交通事故損害額算定基準」（通称「青本」）については、令和7年度に改訂し、第30訂版を発刊したため、当年度は発刊しない。例年どおり「民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準」（通称「赤い本」）は、2027年2月に発刊する。

7 広報活動の充実及び強化

当センターの事業をより多くの自動車事故被害者等に知っていただき、当センターの事業による援助を必要とする全ての方に当センターを利用していただけるようにする。そのために、全国共通で広報すべき事項を扱う本部の広報と、各地方における地域性等の個別事情に応じた支部の広報の組み合わせをはかり、きめ細かな広報活動により全国の隅々まで当センターの情報が行き渡るようにする。

(1) 本部の広報活動

① ホームページによる広報活動

当センターの情報が的確に交通事故被害者等に届くようにするために、ホームページによる広報・周知活動の充実・強化に取り組む。前年度に引き続き、掲載情報の充実化に取り組むとともに、ホームページのSEO対策に取り組み、検索上位策等の成果を出す。

② ネット広告の実施

キーワード広告を中心としたネット広告を実施し、ICTを利用した広報活動を実施する。

③ リーフレット、パンフレット及びチラシの配布

従来のリーフレット、パンフレット及びチラシによる広報・周知活動も依然として有効であり、全国の自治体、全国の警察本部、整形外科医院等の病院及び関係機関に配布する。

なお、パンフレットは2年ごと、リーフレットは毎年改訂している。当年度は、パンフレット、リーフレットを改訂予定であり、これに加えて、各支部において独自の情報を掲載することのできる支部用のリーフレットを作成していく。

④ 警察作成パンフレットへの当センターの情報掲載依頼

道府県警察が作成するパンフレット（主に被害者救済に関するもの）について、既に当センターの情報を掲載済みである警視庁に加え、未掲載である警察本部等に対して同様に掲載いただくよう引き続き依頼を行う。

(2) 支部の広報活動

各支部が、支部の実情に応じて創意工夫を凝らして企画し、適切・効果的に広報活動を展開する。具体的には、地方紙及び地域情報誌等への広告掲載、ラジオCM、当該支部作成のチラシ配布等である。また、当センターのホームページを、各行政機関のホームページにリンクをしてもらうために、引き続き、行政機関等に働きかける。

8 事業改善のための取組

当年度は、当センターが行う事業の改善をするため、面接相談及び示談あつ旋で各相談所に来会した交通事故相談者に対してアンケートによる実態調査（満足度調査含む）を行い、相談者のニーズの集計・分析した上で、これを当センターの事業改善のために活用する。分析結果をホームページに掲載する予定である。

9 関係団体との連携及び協力体制の充実・強化

以下の関係団体との連携及び協力体制の充実強化を図る。

- (1) 国土交通省物流・自動車局保障制度参事官室
- (2) 内閣府-共生・共助 交通安全対策
- (3) 日本弁護士連合会と協定を締結している各共済
- (4) 日本弁護士連合会及び弁護士会
- (5) 警察庁、裁判所、検察庁、日本司法支援センター、N A S V A、国立リハビリテーションセンター及び自治体等公的相談機関等
- (6) 交通事故被害者のための援護機関等

10 事業拡大・新規事業実施への対応

- (1) 高次脳機能障害相談の相談所大幅拡大、デジタル技術の進展等の社会情勢を踏まえたオンライン相談の実施等に対応するシステム構築及び業務体制の見直し、合理化を図る。
- (2) 安定した事業運営の観点からも業務体制の見直しを重点課題と位置づけ、次期システム構築の準備を行う。

以 上